

# 旧FAQ

(平成27年4月の改訂に伴い削除した問)

平成27年4月版

内閣府

---

## 【 目 次 】

---

### **V. 公益認定基準（財務・会計に関するもの）**

- 旧問V - 4 - ①（遊休財産額） 現在の指導監督基準にある内部留保は事業費等の30%以下という規制は、今後どうなるのでしょうか。..... 3
- 旧問V - 4 - ②（遊休財産額） 移行認定を申請する段階で、将来の単なる備えとして保有している資金を特定費用準備資金として整理することは可能でしょうか。..... 4
- 旧問V - 5 - ②（会計監査人設置基準） 移行認定を受けて新制度の公益法人として活動することを考えていますが、会計監査人を設置しなければならないのでしょうか。..... 5

### **VI. 移行後の公益社団法人・公益財団法人の運営**

- 旧問VI - 3 - ①（移行後の基本財産の扱い） 現在の法人における基本財産、運用財産は新制度ではどのように整理すればいいのでしょうか。..... 6
- 旧問VI - 4 - ①（会計基準） 公益法人は公益法人会計基準を使わなければならないのでしょうか。..... 8
- 旧問VI - 4 - ②（会計基準） 一般社団・財団法人はどの会計基準を使えばいいのでしょうか。..... 9
- 旧問VI - 4 - ③（会計基準） 特例民法法人が公益法人又は一般社団・財団法人に移行した場合（移行法人となった場合）の法人に適用される会計基準は何でしょうか。 10
- 旧問VI - 4 - ④（会計基準） 今まで企業会計基準を用いてきましたが、公益法人等に移行した後も、企業会計基準を利用することはできますか。..... 11
- 旧問VI - 4 - ⑤（会計基準） 特例民法法人が、新制度に合わせて作成された公益法人会計基準を適用する場合には、いつからになるのでしょうか。例えば、3月決算法人が平成25年6月に申請する場合には、どうなりますか。..... 12
- 旧問VI - 4 - ⑥（会計基準） 収支予算書や収支計算書は新制度の施行後も作成しなければならないのでしょうか。..... 13
- 旧問VI - 5 - ④（作成すべき書類等） 特例民法法人が公益法人又は一般社団・財団法人に移行した場合は、どういう計算書類を作成しなければならないのでしょうか。一般社団・財団法人が公益認定を受けた場合はどうでしょうか。..... 15

旧問Ⅴ - 4 - ①（遊休財産額）

現在の指導監督基準にある内部留保は事業費等の30%以下という規制は、今後どうなるのでしょうか。

答

- 1 公益法人又は一般社団・財団法人に移行するまでの、特例民法法人である間は指導監督基準が適用になります。
- 2 公益法人に移行した場合には、特に用途が定まっていない財産として遊休財産額を計算し、一年分の公益目的事業費相当額をその保有の上限とする遊休財産額の保有の制限が認定基準として設けられており（公益法人認定法第5条第9号）、この基準を満たす必要があります。
- 3 一般社団・財団法人に移行した場合には、内部留保規制に相当する規制はありません。

旧問Ⅴ－４－⑫（遊休財産額）

移行認定を申請する段階で、将来の単なる備えとして保有している資金を特定費用準備資金として整理することは可能でしょうか。

答

- 1 将来への単なる備えとして保有している資金については、そのままでは特定費用準備資金の要件を満たしませんが、移行認定に際して、法人が現に保有している資金の内容の見直しを行い、その資金の元本を将来の具体的な活動のための財源に充てることとする場合には、申請段階で、その金額を特定費用準備資金として整理することができます。例えば、配当金等を財源として活動をしている場合に、その減少が予測され、現に保有している資金を取り崩して充当していく場合などが考えられます。
- 2 この場合、資金の目的である活動の内容及び時期が費用として擬制できる程度に具体的なものであり、かつ、資金単位でどの事業に関する資金かが判別できる程度に具体性をもって貸借対照表の特定資産として計上する等、特定費用準備資金としての適格性を満たす必要があります（ガイドラインⅦ．（５）参照）。また、法人の経理的基礎を確認するため、以降の事業計画や財務の見通しについて御説明いただく場合があります。

（注）なお、資金内容の見直しの結果、特定費用準備資金のほか、1号財産（公益目的保有財産）等に整理することもあり得ます。

旧問V-5-②（会計監査人設置基準）

移行認定を受けて新制度の公益法人として活動することを考えていますが、会計監査人を設置しなければならないのでしょうか。

答

- 1 公益法人は、一定の除外要件に該当する場合を除き、会計監査人を置くことが義務付けられており、特例民法法人が整備法の規定により移行認定を受けて公益法人となる場合には、移行登記の日を開始する最初の事業年度から会計監査人を置くことが必要となります（ガイドライン11.（2））。移行のスケジュールにもよりますが、この最初の事業年度は通常の実業年度の途中から開始することになりますので、実際の会計監査人の選任が難しくなるおそれがあります。
- 2 特例民法法人については、従来の公益法人に関する指導・監督が引き続き及ぶため、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上または収支決算額が10億円以上の法人については公認会計士等による監査を受けることが要請されています（公益法人の指導監督体制の充実等について（平成13年2月9日）参照）。また、新制度においては負債の額が50億円以上であること等の要件に該当する場合には会計監査人の設置が義務付けられており（FAQ問V-5-①参照）、その結果、新制度の下で会計監査人の設置が義務付けられることとなる法人のほとんどは従来の要請監査の対象となっています。
- 3 以上を踏まえれば、従来の主務官庁からの指導・監督に従って会計監査人等の外部監査を受けている場合には、これを継続していただければ特段の問題は生じないこととなります。しかしながら、外部監査の要請の対象となる公益法人のうち外部監査を受けた法人は44.3%にとどまっており、特に都道府県所管の法人については24.4%と極めて低い水準にあります。新たな制度の下では、会計監査人の設置は要請ではなく義務となりますから、設置基準に該当することが見込まれる場合には、法令に違反する状態となることのないよう特例民法法人である期間中から会計監査人の設置について具体的な検討を行うことが必要です。

（注）外部監査を受けた法人についての数値は、平成20年度公益法人に関する年次報告に基づくものです。

旧問Ⅵ - 3 - ①（移行後の基本財産の扱い）

現在の法人における基本財産、運用財産は新制度ではどのように整理すればいいのでしょうか。

答

1 現在の民法法人で基本財産、運用財産として管理されている財産には色々な性格のものがあると考えられます。

2 基本財産

(1) 財団法人の基本財産は、寄附行為においてその旨定めているものですが、現在の寄附行為の定めは、公益財団法人又は一般財団法人に移行した後は、基本財産の定めとしての効力を持ちません（整備法第 89 条第 6 項）。新制度では、基本財産は財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた上、維持義務と処分制限がかかり（一般社団・財団法人法第 172 条第 2 項）、その滅失により法人の目的事業が不能となると法人の解散事由になるものとして（同法第 202 条第 1 項第 3 号）、定められています。そのため財団法人においては、新制度での基本財産の要件と効果を見定めた上で改めて定款で基本財産を定めることとなります。基本財産を定めた場合には、貸借対照表の資産の部において基本財産として計上します。また新制度では必ずしも基本財産を定めなければならないものでもありません。

(2) 社団法人の基本財産は、定款においてその旨定めているものと考えられますが、新制度においては社団法人の基本財産に関する規定はなく、現在の定款の定めは、公益社団法人又は一般社団法人に移行した後も、引き続き効力を持つものと考えられます。貸借対照表には、資産の部の基本財産として計上します（社団法人の基金については問Ⅵ-1-⑤参照）。

(3) 公益法人に移行する場合には公益目的事業財産（公益法人認定法第 18 条）、遊休財産額（同法第 16 条）との関係が問題となります。

① 基本財産が金融資産、通常の土地、建物であり、公益目的事業の用に供する場合には、公益目的事業に不可欠な特定の財産（同法第 5 条第 16 号）には該当しませんが、財産目録で公益目的保有財産である旨を表示して、公益目的事業財産に組み入れることができません（同法第 18 条第 7 号）。基本財産が、特定性のある財産で、法人の目的、事業と密接不可分な関係にあり、その法人が保有、使用することに意義がある場合には、不可欠特定財産である旨、維持及び処分の制限を定款で定めて公益目的事業財産に組み入れ、財産目録

で不可欠特定財産である旨を表示します（公益認定等ガイドライン I 15.）。

- ② 基本財産を公益目的事業財産に組み入れると、その運用益も公益目的事業に使用しなければなりません。基本財産のうち、管理業務やその他の必要な活動に使用するものは合理的な範囲内で公益目的保有財産の表示をせず、公益目的事業財産に組み入れないことができます。
- ③ 基本財産のうち、公益目的保有財産の表示をして公益目的事業の用に供する財産、管理業務やその他の必要な活動に使用するために合理的な範囲で保有する財産は遊休財産額には含まれません（公益法人認定法施行規則第 22 条第 3 項第 1 号、第 2 号、公益認定等ガイドライン I 8. (1) (2)）。

3 運用財産は、現在も新制度でも法令上の定めはなく、その運用益を法人の事業運営に充てるために安全、確実な方法で管理、運用している資産であると考えられます。新制度においては、一般的には①目的、②積立ての方法、目的取崩し及び目的外取崩しの要件、④運用方法等を定める特定資産に該当するものと思われます。貸借対照表においては特定資産として計上した上で、公益目的事業の財源に充てる場合には、財産目録で公益目的保有財産である旨を表示して、公益目的事業財産に組み入れます（同法第 18 条第 7 号）。ただし公益目的事業財産に組み入れると、用途が公益目的事業に限定されることから、管理業務やその他の必要な活動の財源に充てる運用財産については、合理的な範囲で公益目的保有財産にはしないで特定資産として計上することができます。

旧問Ⅵ－４－①（会計基準）

公益法人は公益法人会計基準を使わなければならないのでしょうか。

答

- 1 公益法人は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他の公益法人の会計の慣行によることが求められますが（公益法人認定法施行規則第12条）、これは特定の会計基準の適用を義務付けるものではありません。したがって現行の公益法人会計基準<sup>(注1)</sup>を適用することも可能です。ただし、どのような会計基準を選択する場合であっても、法令で定められた書類を法令に則った方法により作成し、提出する必要があります<sup>(注2)</sup>。

(注1) 現行の公益法人会計基準（以下「平成16年改正基準」とは、平成16年9月17日公益法人等の指導監督に関する関係省庁連絡会議申合せにより公表され、平成18年4月1日以降開始する事業年度より適用されている会計基準のことを指します。

(注2) 公益法人が法令で作成することを定められた書類とは、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録です。また基金についての規定が設けられたり（一般社団・財団法人法第131条）、収益事業等の区分経理（公益法人認定法第19条）や公益目的で保有する財産の表示（同法第18条第7号）が必要とされたりなど、書類の作成方法についても新たに規定が設けられています。

ただし、キャッシュ・フロー計算書は、会計監査人の設置義務がある公益法人のみ作成が義務付けられています（公益法人認定法第21条、公益法人認定法施行規則第28条）。

- 2 今般、作成した公益法人会計基準は、新たに法律で定められた附属明細書や基金をはじめ、公益法人に求められる区分経理や公益目的で保有する財産の表示を含めていますので、法人の会計処理の利便に資するものと考えます。

- 3 なお、法令上作成が必要な書類や公益認定基準のうち財務会計関係の基準は、損益計算をベースとしており、旧公益法人会計基準<sup>(注)</sup>に基づく現金収支ベースで作成する計算書類では、法律で求められている書類とはみなされないと考えられますので、損益計算を基礎とした会計基準に基づき、計算書類等を作成することが必要となります。

(注) 旧公益法人会計基準とは、昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定により公表された会計基準のことを指します。

旧問Ⅵ－４－②（会計基準）

一般社団・財団法人はどの会計基準を使えばいいのでしょうか。

答

- 1 一般社団・財団法人が適用する会計基準について、特に義務付けられている会計基準はなく、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行によることが求められます（一般社団・財団法人法施行規則第 21 条）。そのため、平成 16 年改正基準や企業会計の基準を適用することも可能ですが、どのような会計基準を選択する場合であっても、法令に則った書類を作成することが必要となります。
- 2 一般社団・財団法人においては、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の作成が義務付けられています（一般社団・財団法人法第 123 条）。ここにおいて義務付けられている書類は、損益計算をベースとして作成することを求めているため、例えば、旧公益法人会計基準<sup>(注)</sup>に基づく現金収支ベースで作成されている計算書類では、法律で求められている書類とはみなされないと考えられますので、損益計算を基礎とした会計基準に基づき、計算書類等を作成することが必要と考えます。  
(注)旧公益法人会計基準とは、昭和 60 年 9 月 17 日公益法人指導監督連絡会議決定により公表された会計基準のことを指します。
- 3 なお、新制度に合わせて作成した公益法人会計基準は、新たに法律で定められた附属明細書や基金も含む会計基準でありますので、法人の会計処理の利便に資するものと考えます。

旧問Ⅵ - 4 - ③ (会計基準)

特例民法法人が公益法人又は一般社団・財団法人に移行した場合（移行法人となった場合）の法人に適用される会計基準は何でしょうか。

答

- 1 特例民法法人が公益社団・財団法人に移行した場合について、特定の会計基準の適用を義務付けていることはありませんが、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他の公益法人の会計の慣行によることが求められます（公益法人認定法施行規則第12条）。新制度に合わせて作成した公益法人会計基準はこれにあたるものと考えられますが、当面は平成16年改正基準を適用することも可能です。ただし、どのような会計基準を選択する場合であっても、法令に則った書類を作成し、提出する必要があります（問Ⅵ-4-①参照）。
- 2 特例民法法人が一般社団・財団法人に移行した場合（移行法人となった場合）について、特に義務付けられている会計基準はなく、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行によることが求められます（整備法施行規則第1条）。新制度に合わせて作成した公益法人会計基準はこれにあたるものと考えられますが、企業会計の基準や、当面は平成16年改正基準を適用することも可能です。ただし、どのような会計基準を選択する場合であっても、法令に則った書類を作成することが必要となります。
- 3 なお、新制度に合わせて作成した公益法人会計基準は、新たに法律で定められた附属明細書や基金も含む会計基準でありますので、公益法人又は一般社団・財団法人いずれに移行した場合においても、法人の会計処理の利便に資するものと考えます。

旧問Ⅵ - 4 - ④（会計基準）

今まで企業会計基準を用いてきましたが、公益法人等に移行した後も、企業会計基準を利用することはできますか。

答

- 1 公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人のどちらに移行しても、特定の会計基準の適用を義務付けていることはありません。引き続き、企業会計の基準を用いることが可能です。ただし、法令に則った書類を作成することは必要です。
  
- 2 なお、新制度に合わせて作成した公益法人会計基準は、新たに法律で定められた附属明細書や基金も含む会計基準でありますので、公益法人又は一般社団・財団法人いずれに移行した場合においても、法人の会計処理の利便に資するものと考えます（公益社団・財団法人への移行の場合は問Ⅵ－4－①、一般社団・財団法人への移行の場合は問Ⅵ－4－②参照）。

旧問Ⅵ－４－⑤（会計基準）

特例民法法人が、新制度に合わせて作成された公益法人会計基準を適用する場合には、いつからになるのでしょうか。例えば、3月決算法人が平成25年6月に申請する場合には、どうなりますか。

答

- 1 特例民法法人が申請にあたり、直前事業年度に係る計算書類を添付していただく際には、新制度を踏まえた計算書類となっていることが望ましいと考えていますが、そうではない場合に、新制度を踏まえた計算書類を別途作成する必要はありません。
- 2 新たに作成された公益法人会計基準の実施時期は、平成20年12月1日以降に開始する最初の事業年度からですが、移行認定又は認可を申請する特例民法法人については、翌事業年度から適用することで差し支えないとしています（会計基準等運用指針附則2）。その意味は、上記特例民法法人が新基準の適用を決めたとしても、法人ごとに移行準備の事情が様々であることから、平成16年改正基準を適用している法人の場合、平成22年3月期の計算書類は平成16年改正基準を適用することも可能ということです。この場合において、申請時に添付する計算書類が平成22年3月期の計算書類であれば、法令で規定するその他の資料は整えて提出する必要があるものの、平成16年改正基準に基づく計算書類を添付することで構いません。なお、申請時点との関係で、申請時に添付する計算書類が平成21年3月期以前のものとなる場合に平成16年改正基準を用いることができるのは言うまでもありません。
- 3 ご質問の法人については、平成25年6月に申請することですから、その直前事業年度である平成25年3月期の計算書類は、新基準を適用していただくことが法人にとっても利便であると考えられますが、少なくとも平成24年3月期までは、平成16年改正基準の適用を継続することで差し支えありません。また逆に、新制度施行後の適宜の事業年度から新基準を適用し、新基準に習熟した後に申請するという過程を経ることも当然可能です。

旧問Ⅵ - 4 - ⑥（会計基準）

収支予算書や収支計算書は新制度の施行後も作成しなければならないのでしょうか。

答

- 1 平成 16 年改正基準においては、会計基準は法人の財務状況を分かりやすく外部に報告するためのものであるとの立場から、財務諸表は、①貸借対照表、②正味財産増減計算書、③財産目録及び④キャッシュ・フロー計算書とされ、その他の内部管理事項（収支予算書、収支計算書等の作成及び書類の保存）については特段の定めを置かないこととされました。
- 2 しかしながら、従来の指導監督体制の下において、内部管理事項についても統一的な取扱いが定められ実施されてきたことにかんがみ、公益法人制度改革が行われるまでの間については、引き続き収支予算書や収支計算書等の作成及び書類の保存を行うものとされています（「公益法人会計基準の改正等について」（平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ））。
- 3 公益法人会計基準においては、財務諸表は、①貸借対照表、②正味財産増減計算書及び③キャッシュ・フロー計算書とされ、収支予算書と収支計算書については会計基準の範囲から除かれています。また、収支予算書や収支計算書の作成及び書類の保存等について定めた「公益法人会計基準の内部管理事項について」（平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）は、平成 16 年改正基準に基づき、現行の民法法人及び特例民法法人について定められたものであり、公益法人会計基準を適用する新制度の公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人には適用がありません。
- 4 上記のとおり、収支予算書は会計基準の範囲から除かれています。公益法人については公益法人認定法においてその作成及び保存が義務付けられているため、新制度の施行後も引き続き作成する必要があります（公益法人認定法第 21 条第 1 項）。その様式は特に定められていませんが、従来の収支計算ベースではなく、損益計算ベースでかつ事業別に区分された収支予算数値が記載されている必要があります（公益法人認定法施行規則第 30 条）。
- 5 なお、現行の収支計算書において行われているような予算と実績の比較は、

公益法人会計基準においては特に求めていないため、法人において、予算と実績の比較が必要な場合には、今後は、収支（損益）予算書と正味財産増減計算書を用いて法人内部で行うこととなります。

(参考) 収支予算書等の根拠と適用する公益法人会計基準との関係

根拠	旧制度		新制度		
	S60年改正基準	H16年改正基準	移行前		移行後
			平成16年改正基準	公益法人会計基準	公益法人会計基準
会計基準	・収支予算書 ・収支計算書 (予算・決算の対比)	×	×	×	×
内部管理事項(指導監督のもと)	×	・収支予算書 ・収支計算書 (予算・決算の対比)	・収支予算書 ・収支計算書 (予算・決算の対比)	・収支予算書 ・正味財産増減計算書	—
公益法人認定法	—	—	—	—	・収支予算書※1 (予算のみ)
※1 一般社団・財団法人は作成不要					

旧問Ⅵ - 5 - ④（作成すべき書類等）

特例民法法人が公益法人又は一般社団・財団法人に移行した場合は、どうい  
う計算書類を作成しなければならないのでしょうか。一般社団・財団法人が公  
益認定を受けた場合はどうでしょうか。

答

- 1 特例民法法人が公益法人又は一般社団・財団法人に移行した場合には、移  
行登記（整備法第 106 条、同第 121 条）の日の前日までを特例民法法人の事  
業年度の期末日として、当該日までの計算書類（貸借対照表及び損益計算書）  
及び事業報告並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」）を作成し、移  
行後に開催する社員総会又は評議員会に提出して承認を受けることになりま  
す。移行した後の事業年度については、移行登記の日を開始日とし、定款で  
定めた通常の事業年度の期末日を末日とする計算書類等を作成し、当該事業  
年度経過後の定時社員総会又は定時評議員会に提出して承認を受けることにな  
ります。

（注）事業年度の定め方の例としては、移行認定又は移行認可の申請の際に添  
付する定款の変更の案の附則において、「整備法第 106 条（又は同第 121 条）  
第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人（又は一般社団・財  
団法人）の設立の登記を行ったときは、第〇条（定款変更の案における事業  
年度を定めた条項）の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度  
の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。」と定めることが考  
えられる。

- 2 一般社団・財団法人が公益認定を受けた場合には、公益認定を受けた日の  
属する事業年度に係る計算書類等については、公益認定を受けた日の前日ま  
でと公益認定を受けた日から分けて作成し、両者を一体のものとして、当  
該事業年度経過後の定時社員総会又は定時評議員会に提出し、承認を受ける  
ことになります。